

戦前期石川県における保育施設の設立

—幼稚園と託児所の設置状況を中心に—

松 島 のり子*

The Establishment of Kindergartens and Day Nurseries in Ishikawa Prefecture before World War II

MATSUSHIMA Noriko

abstract

The purpose of this study is to explain the development of systems and institutions for early childhood education and care in Ishikawa Prefecture before World War II from the viewpoint of both kindergartens and day nurseries. Previous studies have focused on the history of kindergartens and have rarely mentioned the development of day nurseries in Ishikawa Prefecture, even though both provide education and care for young children.

This study reveals the following three points:

First, regarding kindergartens, their systems had existed prior to the establishment of institutions, and the first kindergarten in Ishikawa Prefecture was a private institution. After that, private kindergartens advanced the increase of kindergartens.

Second, because Ishikawa Prefecture is a rural area, day nurseries were necessary so that parents or guardians could work during the day, especially during busy farming seasons, and to protect infants and young children while their parents were at work.

Third, however kindergartens and day nurseries were established individually, they are related on the basis of early childhood education and care.

Keywords : Early childhood education and care, Kindergarten, Day nursery, Ishikawa Prefecture, Farming region

はじめに

日本の幼児保育施設には主に幼稚園と保育所を挙げることができる。戦後1947（昭和22）年の学校教育法と児童福祉法においてそれぞれが規定され、幼保二元体制が確立したもとの、幼稚園と保育所はともに幼児の保育を担う公的機関として普及してきた。ゆえに、日本の「保育」史には幼稚園と保育所（前身である託児所も含めて）の歴史記述を要するだろう。日本の公的な保育機関は、明治期の創設以降各地に設置されていくが、実際の普及状況は地域によって区々であった¹。保育普及の地域差は戦後一層顕著になるものの、戦前期にも多様な保育施設の普及状況が指摘できることから、幼稚園と託児所の設置には各地の異なる状況が反映していたと考えられる。戦後の保育普及の地域差を検討するうえでも、戦前の保育普及状況を地域に即して検討することは意義あ

キーワード：保育、幼稚園、託児所、石川県、農村地域

*平成22年度生 人間発達科学専攻

るものとする。そこで本稿では、幼稚園史上注目される保育施設構想や先駆的な私立幼稚園を有しながら、保育史については多くを明らかにされていない石川県を事例とし、戦前期における保育施設の普及を明らかにすることを課題とする。

石川県の戦前保育史については、『石川県教育史』や『日本幼児保育史』に記述がみられる²。また、いくつかの先行研究の成果も挙げることができる³。南信子は、石川・富山・福井の幼稚園の歴史を記し、幼稚園設立の動機に以下の三点を挙げている。①「師範学校に付設されたもの」、②「市町村がその小学校教育の一部に学齢未満の幼児を収容したもの」、③「宗教団体がその伝道の目的のために、又その精神の普及のために開設したもの」。これらの経緯から設置された幼稚園は、それぞれ後の国公私立幼稚園に連なっている。また、児玉衣子は北陸地方のキリスト教保育の実践内容やその背景を浮かび上がらせるため、かつてキリスト教保育を実践した保育者らを対象に聞き書きを行った。さらに、1906（明治39）年に結成されたJapan Kindergarten Union（通称JKU）⁴の年報から、北陸地方のキリスト教保育の記録を訳出した。各幼稚園における保育の様子や保育者養成について窺い知ることができる成果を残している。大久保英哲は、県最初の幼稚園である私立金沢幼稚園（現・金沢大学附属幼稚園）、大井佳子は、私立木の花幼稚園を中心として、それぞれに幼稚園設立の経緯を明らかにしている。

しかし、これらの研究はいずれも幼稚園の記述を主とし、託児所（保育所）の普及や保育については検討されていない。本稿では『県教育史』をはじめ、幼稚園については『石川県史料』、幼稚園沿革史、託児所については、石川県社会事業協会の機関誌『石川県之社会改良』（後に『社会改良』と改題）を主たる資料として用い、実態の解明に努めたい。

1. 幼稚園規則の制定と幼稚園の設立

（1）「幼稚集遊場設立備考」の作成

東京女子師範学校附属幼稚園が開園する1876年、石川県では、「幼稚集遊場設立備考」を編成し県下に報告したことを文部省に進達している⁵。背景には、（幼児）教育重視の考えと小学校における学齢未満児の就学増があった。県では、「幼稚ノ子弟ヲシテ危害ノ遊ヲナサシメス稍知格ノ門ヲ開クハ抑人文開発ノ一源ニシテ又父兄ノ義務」であると考えられていた。また、「小学ノ設ケアリシヨリ爾来気向漸ニ移リ山間幽谷ノ民ト雖教育ノ貴重スヘキヲ知ルモノ」が増えていた。同年の「六歳未満就学生徒」数は1,708人（前年より339人増）⁶であったことから、人びとの学校教育への関心の高まりを窺うことができる。当初は、学齢未満児の小学校入学を認め及第者には賞品を授与して奨励していたが、次第に幼児の段階から学科を注入することの弊害が認められるようになる⁷。こうした背景のもと、「幼稚ノ為メ一法ヲ立テ以テ陌頭街上ノ遊ニ換ントスル」ために構想されたのが「幼稚集遊場」であった。

内容には、まず、幼児の「脳力」を考慮して「遊戯」を重視するよう記されている。そして、設置の場所は「村町中央」の「憂ナキ土地ヲ撰」ぶこと、対象年齢は原則「二年五ヶ月以上学齢未満」で最小でも15人から20人で一つの場とすること、「危害ノ遊」を避けるため「看護人」を「必ス兩人以上」置くこと、看護人は「二十五歳以上ノ婦人」で「いろは及五十音呼法」を習熟していること、「時間ハ定限ヲ要セサル」こと、基本的には父母が送迎すること、昼食時などは父母の希望に任せること、遊戯（輪回シ、弄球、積疊、旗遊）の標準が示されている。

これより、幼稚集遊場は、幼児を危険な環境から保護することと、集団での遊戯をとおして知識を教授することの両面をもち合せた機関として構想されたものと考えられる。重きのおかれた遊戯も、その「標準」には文字や数字、綴字法への意識が表れている。翌1877年7月には「条例」として「加能越中三州ニ頒布」されており、看護人と父母とが子どもを受け渡すときに用いる「札」（門鑑に類似するものと思われる）のことが加えられている⁸。「子弟ハ幼稚ニシテ自己^{（ママ）}及ヒ父母ノ姓名弁シ難キ」ことへの配慮であった。「幼稚集遊場」は実際の設立には至らなかったが、保育機関として先駆的かつ具体的に構想されていた。

(2) 幼稚園の規則制定と開園

1881年、「石川県学事通則」⁹が制定され、公私立幼稚園については「追テ達スヘシ」(第6条)とされた。翌年5月に「石川県町村立私立幼稚園書籍館設置廃止規則」¹⁰が設けられる。町村立幼稚園の設置、合併、分離、廃止は区町村会における評決に基づき決定し、私立幼稚園は何書を作成のうえ県令の認可を受けるものと規定された(第1条)。しかし、実際の設立は多額の費用を要することから「未タ幼稚園ヲ設置スルノ気運ニ至ラス」¹¹という状況であった。

1885年の「石川県年報」¹²には、小学校で「幼児ニ学齡兒ト同一ノ教授ヲナスハ身心ノ發育ヲ害スル恐」があると記されている。文部省は「学齡未滿ノ幼児保育ノ事 附説明」(明治17年2月15日文部省達第3号)により、「幼児ハ幼稚園ノ方法ニヨリ保育スヘキ旨」を通達していた。これを機に、県は「最簡易ナル幼児取扱心得ヲ編製シ、現ニ学齡未滿幼児ニシテ在学スルモノヲ取扱フノ標準ヲ示」した。「幼児取扱心得」では、「幼児ノ保育方ニ慣レタル女教員」を保育者にあて、一日の保育時間は「大凡三時三十分ヲ最長」とした。保育内容には、「幼児ノ年齢ニ応シ修身ノ話読ミ方書キ方数ヘ方庶物ノ話木ノ積立板揃ヘ箸揃ヘ豆細工珠繫キ紙折り等」が課されながらも、「務メテ遊戯ヲナサシメ」た。実際には環境面の不完備が否めず、県は「将来ハ漸次幼稚園ノ方法ニヨリ保育セシメ勉メテ其完備ヲ計ラントス」とし、状況が整えば幼稚園保育の完備に努めたい意向を示している。同年には「幼児保育法」を学ぶため県から二名が東京女子師範学校へ派遣され、保姆伝習も進められた¹³。

当時、小学校に就学する学齡未滿児の対応について、江沼郡、石川郡、珠洲郡から伺が出されており¹⁴、県は簡易な方法により幼児を保育することを容認していた。ただし、学齡未滿児で「身体稍長シ殊ニ智識觀念アルコト学齡兒童モ遙ニ及ハサルモノ」が入学を希望しても、「学齡兒童ト同一ノ教育ヲ受ケシムル」ことは「相成ラス」として認めていない¹⁵。子どもの「性情能力」に応じた教育方法でなければ、「一生ノ方法ヲ誤マル」という危惧もあった。しかし、県の財政上「普通ノ教育ヲ維持スル能ハサルカ如キ状況」にあり、「新ニ幼稚園ヲ設置」することは困難を極めた。それでも「等閑ニ付スヘカラサル」問題に応じるため、1885年には「小学校内ニ変則教科ヲ設ケ」て行う幼児保育の「改良ノ法」として、「幼児保育心得」が設けられる¹⁶。第1条には、「幼稚園ノ設ケナキ町村ニ於テハ学齡未滿ノ幼児ヲ教育センニハ小学校内ニ於テ学齡兒童ト別異シテ之ヲ保育スヘシ」と規定されている。対象年齢は「満四年半以上」とされた(第2条)。「保育ノ要旨」は「運動歡樂慰愛ノ三目ヲ旨トシ」、具体的には「修身ノ話庶物ノ談話方書方及ヒ遊嬉」が挙げられ(第3条)、保育時間は、「修身庶物ノ話ヲ各二十分トシ他ノ諸課ヲ各三十分」、学科間には「各二十分宛ノ遊嬉ヲ與フル」となっている(第4条)。加えて、保育者一人あたりの幼児数は「二十人」と規定された(第5条)。「幼児保育心得」について、大井佳子は、「小学校の教科に準じた時間割の幼稚園を構想したもの」と評している¹⁷。しかし、幼児の保育には「遊嬉」に多くの時間が充てられており、学齡兒童に対する教育とは異なる、幼児のための「保育」の必要性が認識されていたといえるのではないだろうか。

こうした状況のなか、1885年4月、石川県初の幼稚園となる私立金沢幼稚園が開園する。梅田九栄、内山行貫、土師双他郎、長尾含の4人が、「学齡未滿ノ幼児ヲ彝倫道德ヲ本トシテ保育シ家庭教育ヲ稗ケ小学教育ノ基礎トナス」¹⁸ことを目的として幼稚園設置方向を出し、4月17日付で県より認可を受けて同月20日の開園に至る。大久保英哲は、梅田家文書「幼稚園設立趣意書」の分析から、師範学校訓導を務め、「盲啞教育、女子教育・幼児教育など、当時未開拓であった教育分野に積極的に関わった」梅田九栄が、「自らの教育的責任感と信念から、率先して私立という形で幼稚園の開設に立ち上がった」のではないかと指摘する¹⁹。それは、幼児保育施設が必要とされたにもかかわらず、県の厳しい財政事情から設置が見送られていたためであった。私立金沢幼稚園の開設は、先の4人に加えて「有志諸氏百数十名」の援助によるもので、石川県初の幼稚園ゆえに「県下教育上ノ一大進歩」といえる出来事であった²⁰。当時入園したのは「皆満三年以上六年以下ノ幼児」男子21、女子5の計26名であり、「在園ノ幼児開誘室ニ在リテハ欣然種々ノ恩物ヲ弄シ、遊嬉室ニ在リテハ快活適宜ノ嬉戯ヲ為シ快樂ノ景状ヲ呈セリ」という記述からは、充実した保育の様子が窺える。しかし、開園の2年後には経営難に陥り、経営を県に移し石川県尋常師範学校附属幼稚園として維持されることになる²¹。

翌1886年には、キリスト教系の私立英和幼稚園が開園する。英和幼稚園は、アメリカ人宣教師ミス・ポートルによって創始された、現存する最古のキリスト教系幼稚園である²²(現・北陸学院第一幼稚園)。また、既述のように幼稚園未設置の地域では、町村立小学校内の一部に部屋を設け、幼児保育場や保育科などの名称で学齡未

満児を保育していた。たとえば、尋常科鶴来小学校（1885年2月）、高等科京達けいき小学校（1886年3月）、高等科松任小学校（1887年9月）、尋常科七尾小学校（1887年11月）に設置されている（括弧内は附設年月）²³。

1886年11月には「学校幼稚園書籍館設置廃止規則」²⁴が定められ、幼稚園設置に際して提出すべき何書の書式や設置後の変更に伴う手続きなどが具体的に規定された。1892年4月には第二次小学校令により、小学校附設の幼児保育場は、小学校附属の「幼稚園」に改称することとなる²⁵。さらに、前年の文部省令²⁶に基づき、「幼稚園図書館盲啞学校各種学校及私立小学校等ノ設置廃止ニ関スル規則」²⁷が制定される。幼稚園設置の何書を出す場合に、「名称及位置」、「園地園舎」（絵図）から「保育規程保育年限及入園退園休業日保育料並職員ノ職務服務等ニ関スル規程」、幼児数（予定）、「経費年額予算ノ内訳」など、詳細を具備するよう求めている（第1条）。また、幼稚園の廃止についても、事由の具備を必要とした（第8条）。これらの規則が設けられることにより、「幼稚園」という形式が整えられていった。

「幼稚園保育及設備規程」が制定された1899年、県内の幼稚園は「目下小学校ノ設備ニ及バタルヨリ其ノ設置ニ及フニ暇アラサル」といった状況であったが、「保育ノ方法ハ学校的ノ管理法ヲ廃止シ務メテ保育規程ノ旨趣ヲ愆ラサランコトニ配慮」された²⁸。すべての府県に1園以上の幼稚園が設置された1909年、県内の幼稚園数は県立1（石川師範学校附属幼稚園）、市町村立2（京達尋常高等小学校附属幼稚園、稚松尋常高等小学校附属幼稚園）、私立2（英和幼稚園、木の花幼稚園）の計5園、幼児数は県立40、市町村立180、私立139、計359人であった²⁹。このうち、稚松尋常高等小学校附属幼稚園は、1905年5月20日に「日露戦役大捷記念として」小学校に附設された公立幼稚園である³⁰。また、木の花幼稚園は、同年6月11日に長寛子を中心とする石川県仏教婦人会によって開設された³¹。その後、金沢市では、私立幼稚園の設立が相次ぎ、1910年には愛郷幼稚園（1913年廃止）、馬場幼稚園、1912年には川上幼稚園、二葉幼稚園が開園している³²。

（3）幼稚園の増加と「幼稚園令施行細則」の制定

大正期に入って、県内の幼稚園数は私立幼稚園の増加を背景として漸増していく。1924（大正13）年9月時点での幼稚園一覧を示せば【表1】のとおりである。私立幼稚園は宗教団体によるものが多くを占めた。施設の普及が進むなかにあっても、幼稚園には富裕者の子どもが多く、「一般には就学前教育を受けないで小学校に入学するのが通例」³³であった。

【表1】 石川県における幼稚園一覧（1924年9月現在）

	名 称	位 置	開園年月	職員数	幼児数	保育項目	維持ノ方法
公 立	石川県女子師範学校 附 属 幼 稚 園	金沢市広坂通り	M20.4	2	60	手技、絵画、唱歌、遊戯	県費
	大聖寺町立京達幼稚園	江沼郡大聖寺町	M19.3	2	78	手技、絵画、唱歌、遊戯	町費
	稚 松 幼 稚 園	能美郡小松町	M38.5	3	160	手技、絵画、唱歌、遊戯	町費
	七尾町立袖ヶ江幼稚園	鹿島郡七尾町	T10.4	3	160	手技、絵画、唱歌、遊戯	町費
	山 中 町 立 幼 稚 園	江沼郡山中町	T13.4	2	45	手技、絵画、唱歌、遊戯	町費
私 立	北陸女学校附属幼稚園	金沢市本多町	M19.10	6	98	手技、絵画、唱歌、遊戯	米国人マール・シイ・ウイン
	木ノ花幼稚園	金沢市長町	M38.6	5	80	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	保育料、寄附金
	馬 場 幼 稚 園	金沢市馬場	M43.10	4	74	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	伝導会社ノ補助
	川 上 幼 稚 園	金沢市新堅町	M45.4	4	68	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	カナダ伝導会社ノ補助
	二 葉 幼 稚 園	金沢市彦三	M45.6	2	17	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	米国監督教会
	白 銀 幼 稚 園	金沢市白銀町	T 2.9	5	62	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	保育料、カナダミッションノ補助
	七 尾 幼 稚 園	鹿島郡七尾町	T 5.4	3	36	手工、遊戯、唱歌	伝道協会ノ支出、英国人ピージー・ブライス
	輪 島 幼 稚 園	鳳至郡輪島町	T 5.11	8	64	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	保育料、町補助金、寄附
	野 町 幼 稚 園	金沢市野町	T 8.4	5	46	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	カナダミッションノ経営
	仏 教 幼 稚 園	金沢市西町	T11.2	7	153	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	仏教青年会館ノ経営
金 沢 幼 稚 園	金沢市彦三	T11.2	4	80	遊戯、唱歌、談話、手技、遠足	団体補助、寄附金、月謝	
実 生 幼 稚 園	河北郡津幡町	T11.4	3	71	遊戯、唱歌談話、手工	婦人法話会ノ寄付、町費補助	

〈備考〉 石川県社会課「児童少年教化施設」（大正十三年九月現在）の「三、寺院教会等二於ケル幼稚園」（石川県社会事業協会『石川県之社会改良』第2号、1925年7月、54-55頁（不二出版、2006年復刻、第1巻、75-76頁））により作成。

注1 「創立年月日」は、日置謙著『金沢市教育史稿』（石川県教育会金沢支会編纂、1919年）、石川県私学連合協会編刊『石川の私学』（1960年・1978年）など他資料との照合から適宜修正し、年号を略表記した。そのうえで、公立私立の順、創立の早い順に並べかえた。ただし、「創立年月日」が小学校附設、町立移管、認可の年月を示す場合もある。項目名は原資料のまま、「位置」は郡市町までを記載した。

注2 原資料には「婦命児童園」が記載されていたが、1924年の幼稚園数を考慮して除いた。

幼稚園令および幼稚園令施行規則制定にともない、県は「幼稚園令施行細則」を制定する³⁴。幼稚園令施行規則第15条³⁵に基づく「教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給与ニ関スル規定」(第9条～第13条)のほか、設置認可申請時の必要事項や運営管理面の事柄などについて詳細な規定を設けた。第1条では設置認可の申請事項について、「幼稚園令施行規則第十七条ニ規定セル事項」³⁶に加えて、「職員定数」と「収入支出予算表」を具備することを規定している。また、第7条では、代用保姆として保育に従事する者に「保母心得」という名称を付与することとした。そして第15条では、「幼稚園令施行規則第七条」³⁷に関わって、「保母心得」が保母免許状所有者の2分の1を超過する場合について、「大正十六年三月三十一日マテ」の1年間は特別に認可することを定めている。

幼稚園令のもと、県内の幼稚園も増加していく。1940年の幼稚園数は、師範附属1、市町村立4、私立26の計31園で、幼児数は2,600人を超えた³⁸。1926年以降のおよそ15年間に増設されたのはいずれも私立であり、県内幼稚園の普及は私立によって促されていたといえよう。

2. 託児所の必要と普及

(1) 託児所の開設

石川県における託児所の創設は大正期のことである。1919年10月、金沢市鷹匠町の金沢育児院に、初めての託児所が設けられた。その目的は、「一方には幼児があるために労働する事の出来ない母親の為に足手纏ひを除いて生活の安定を計り家庭の幸福を増進すると共に他方には幼児の保健上に貢献せんとする」ことであった³⁹。その後、県内には1922年に町立金石町託児寮(石川郡金石町)、1923年に村立白江託児所(能美郡白江村)、内日角産業組合託児所(河北郡宇ノ気村)が開所している。白江託児所は「農村勞力ノ能率ヲ増進シ児童保護ノ目的ヲ以テ設立」され、通算2ヵ月を開所期間とする季節託児所であった。同じ季節託児所でも、内日角産業組合託児所の開所期間は7ヵ月に及んだ⁴⁰。

県内において託児所を必要とする声は1920年代に入って顕著に現れてくる。県は1922年4月に「社会事業奨励規程」⁴¹を制定し、託児所を含め社会改良を目的とする施設を設置する団体や個人に対する、奨励金の交付を定めている。また、社会改良委員の規程が制度化された⁴²(後に方面委員規程に改正⁴³)。社会改良委員は各担当区域を巡視し、人びとの生活状態の把握、保護救済を必要とする者や被保護者に対して適当の処遇を講ずることを任務とした⁴⁴。その一つに「子女ノ係累アリテ業務ヲ為スコト能ハサルカ為家計困難ニ陥リ又ハ陥ルノ虞アル者ノ為其ノ子女ノ保育ニ付学校、幼稚園、託児所等ト聯絡提携シテ適当ノ措置ヲ講スルコト」も含まれている。以下では、『石川県之社会改良』の記事から託児所を必要とする事情を窺ってみたい。

(2) 社会改良委員の託児所に対する認識

河北郡地方改良主事であった村田伊雄は次のように述べている。「幼児保護は〔中略〕我国にあつても、都会地では近年忽緒に附してはならぬ問題として、種々考究施設さるゝに至つたが、地方農村では殆んど顧みられない状態であるのは甚だ遺憾とする所である。農村に於ける風習として脆弱可憐なる幼児を放擲して田園に耕し、家庭の愛顧と怡悦とを享受するに由なく、然も婦人労働の繁劇なる結果、胎児の擁護乳児の哺育等を不完全にして嬰兒死亡数を増加しつゝあることも、本郡に於て特に見立つた現象となつてゐる。」⁴⁵そして、託児所の設置が必要であるとして、「満二歳より学齢に達する迄の児童を受託収容し、之を保育教養し、且つ母親をなして安んじて業務に就くの便宜を与へしむるもの」を求めた。都市に比べて地方農村における幼児保護への関心は高くなく、乳幼児の置かれた惨状を愁えたことから、幼児を保護するために託児所の設置が必要であるという。託児所には、農村の家庭で顧みられない幼児を「保育教養」し、母親の繁劇なる労働状況を緩和することも目的として期待された。

また、託児所設置に関して具体的に述べている記事もみられる。すなわち、「社会事業の一施設として農村や漁村における^(ママ)季節的託児所の設置を提唱したい。〔中略〕設置の期間は親達の職業によつて異なり、農村においては農繁期、漁村に於ては冬期を除き必要なる時に開所するのが適当と思はれる。経費はなるべく嵩まぬやうにするため、各村にて大字位を一託児所の範囲とし、場所は寺院等を利用するが便宜であり、保姆は寺院の主婦其他該区に於ける適当な人々に、奉仕的篤志的に世話して頂くようにすることが好都合でもあり、実行上も至難

ではないと思ふ。要は親たちの労働中その子を預り保育して、肉体的にも精神的にも取り返しのつかぬ過失なからしめんとするにあるのである」⁴⁶という。託児所の規定がなかった当時、農漁村における季節託児所の必要性が訴えられている。目的には、子どもの最低限の生存権を保障することにより「親達をして後顧の憂なく、充分に働く」機会を得させることが期待された。経費面の事情から、施設も「保姆」も便宜的に整えればよいと考えられていたようである。

(3) 県の託児所政策と普及の実態

1928年、県社会課では設置奨励のために『常設並に農繁期託児所の設置に就て』と題する小冊子を1,000部刊行し、各市町村学校、社会事業団体、農会、婦人会、産業組合などに頒布した⁴⁷。当時、「労働者の子女や農漁業に多忙な者」の乳幼児は、「田畑に放置せられて省られない、従つて溺死したり、負傷したりするのみならず、健康を害する場合が尠くな」かった。「幼児を保護し、〔中略〕婦人達の足手纏ひを少くして其の労働に専心ならしめ」るために、託児所は強く望まれた⁴⁸。小冊子の頒布はこうした状況を汲み取った県の対応策の一つと思われる。

しかし、財政面において託児所関係費が充実していたとはいえない⁴⁹。1926年度の予算をみると、県費には「託児所費」の「補助」として1,450円が計上されている（県の児童保護費中7%）。同年度の市費には、「幼児保育所費」に「直営」4,902円、「補助」500円、町村費には「託児所費」に「直営」1,132円、「幼児保育所費」に「補助」500円が予算に充てられている。託児所の設置、運営および費用負担の多くは市町村や個人に担われていた。その後も県費に計上される託児所関係費予算は一貫して「補助」のみであり、1933年度には1,090円に増額するが翌年度の予算額は850円（児童保護費中2%弱）となる。他方、市費および町村費に計上される託児所関係費予算は増大傾向にあった。とりわけ市費予算の児童保護費に占める託児所関係費は46%~82%となっており、児童保護事業のなかで主要な位置を占めていたといえる。

【表2】は、1934年度、県内に設置されていた常設託児所および季節託児所の一覧である。経営主体には、方面委員、個人、学校や教育会などが目立ち、そのほか市や町、区、婦人会、組合によって担われていた。また、1930年代以降、季節託児所を中心に各地で設立がみられたこと、施設には寺院や学校、会館など既存の建物が用いられたこともみてとれる。背景には、1930年に県が通達した「農繁期託児所設置二関スル件」⁵⁰による、設置勸奨のテコ入れがあった⁵¹。通達では、県下農村の挿秧期に「労働能率ノ増進ヲ図リ、併テ児童ノ保護教養ヲナスハ緊要ト被認」ことから、「託児所ヲ設置スルハ時宜ニ適スル事業ニシテ而モ経営容易ニシテ多額ノ経費ヲ要セサルモノニ有、之其ノ効果甚大ナル」と捉えられていた。託児所は「漸次増設ノ傾向」にあったが、それでも「尚其ノ数僅少ニシテ愈々之ガ設置ヲ要望」される状況であった。そのため、「事情ノ許ス限り之ガ開設方御取計相成度。尚未設置ノ所ニアリテハ方面委員、農会小学校長、寺院住職等ト御協議ノ上努メテ設置相成候様、格別ノ御尽力相煩度候」として、設置を奨励した。託児所は、設置要求の高まりと社会的な必要性を背景とし、施設設備の整備や職員配置などは地域状況に応じて便宜が図られながら、県内各地に増えていった。

このうち、1931年9月、石川郡林中村小学校に附設された季節託児所について、当時、林中村実業補習学校長であった福島源太郎は、『社会改良』に「◇保育の苦心」と題する記事を寄せている⁵²。福島は、子どもを背負って田圃で作業する「農村婦人」を目の当たりにして、農村振興のためにも「託児所の開設が急務」であると決心した。この件は、村長、学務委員、方面委員などによる「学務委員会」で相談された。設置運営に要する経費の問題が心配されるなか、一人の方面委員が「施設すべきものを今迄怠つて居た我等村民は此処に奮起すべきである、僅かの経費だから、お互は此の方に最善を尽ませう、経営の方は学校に任せ、経費の出費は私共で受持ちます」⁵³と話したという。この発言には他の方面委員も賛意を示し、その後1931年8月27日に託児所の開所式が行われる。大体60人と見込まれた入所児数に対して実際には127人が入所し、これらの幼児を4人の保姆が受けもった。年間50日の開所で、3年目には、「規定には預らない事になつて居」た3歳児についても、「将来の託児所使命実現の爲の一階梯だと思つて収容する事にした」という。福島は、農繁期託児所の設置は、「忙しい野良仕事に、或は絶えず家を外にして孜々として働き、黙々として副業に努むる人達に致し之れが手伝ひ」となっているであろうと自らの取り組みを評価している。予想を上回る入所児数や入所児の低年齢化は、託児所に対する潜在的な要求があったことを窺わせる。季節託児所は、幼児の保護にも農村振興にも寄与し得るものであったと

【表2】 託児所調 (1934年度)

	名 称	経営主体	位 置	創立年月	職員数	収容数
常設託児所	子 供 ノ 家	個 人	宗叔町二ノ一九	T10.1	保母 2	40
	金 石 町 託 児 寮	町	石川郡金石町	T11.9	有給 2 無給 2	50
	金沢市岩根町託児所	市	金沢市岩根町	T13.7	保母 2	24
	金沢市主馬町託児所	市	金沢市主馬町	T15.9	保母 2	27
	金沢市浅野川託児所	市	金沢市大衆免中通	S 2.10	保母 2	36
	七尾町託児所	町	鹿島郡七尾町字府中	S 3.2	有給 2	40
	大聖寺町託児所	方面委員	江沼郡大聖寺町京町	S 3.7	有給 3	45
	小松町託児所	町	能美郡小松町小馬出町	S 4.7	有給 2	40
	山代町託児所	方面委員	江沼郡山代町	S 6.5	有給 2	30
	イナミ園託児所	個 人	江沼郡作見村片山津	S 7.7	有給 2	80
山 中 町 託 児 所	個 人	江沼郡山中町	S 7.8	有給 2	30	
金 沢 学 園	個 人	金沢市野田寺町三ノ五八	S 9.4	有給 3	65	
季節的託児所	内日角託児所	産 業 組 合	河北郡宇ノ気村字内日角産業組合会館	T12.8	有給 2 無給 1	80
	牛 島 託 児 所	区	能美郡寺井野町字牛島	S 2.4	有給 3	55
	飯 塚 託 児 所	産 業 組 合	珠洲郡正院村社会館	S 2.4	有給 2 無給 2	60
	白 尾 託 児 所	区	河北郡七塚村字白尾	S 3.4	有給 2	80
	和 倉 町 託 児 所	方面委員	鹿島郡和倉町悦叟寺	S 3.9	有給 3 無給 1	60
	興 津 託 児 所	教 育 会	河北郡英田村興津	S 5.5	有給 3	30
	酒 見 託 児 所	方面委員	羽咋郡西増穂村酒見小学校	S 5.5	有給 3	40
	旭村農繁期託児所	農業補習学校	石川郡旭村農業補習学校	S 5.5	有給 2 無給 1	50
	金丸村農繁期託児所	方面委員	鹿島郡金丸村	S 5.9	有給 2 無給 1	70
	津 幡 町 託 児 所	方面委員	河北郡津幡町公会堂	S 6.4	有給 2 無給 2	30
	劍 地 託 児 所	方面委員	鳳至郡劍地村小学校	S 6.5	有給 4 無給 1	60
	私立羽咋女子裁縫学校院附設託児所	個 人	羽咋郡羽咋町	S 6.5	有給 3 無給 2	60
	山島村農繁期託児所	山島村教育会	石川郡山島村小学校	S 6.5	有給 3 無給 2	70
	林 中 村 託 児 所	農業補習学校	石川郡林中村小学校	S 6.9	有給 3	120
	那 谷 託 児 所	方面委員	江沼郡那谷村字那谷	S 6.9	有給 1	20
	菩 提 寺 託 児 所	方面委員	江沼郡那谷村字菩提寺	S 6.9	有給 1	20
	富 来 託 児 所	町	羽咋郡富来町	S 7.5	有給 2	70
	野 崎 託 児 所	個 人	鹿島郡東島村字野崎光願寺	S 7.5	有給 2	80
	慈 光 託 児 所	個 人	江沼郡分校村字打越勝光寺	S 8.5	有給 3	100
	川 北 託 児 所	補 習 学 校	河北郡川北村大浦小学校	S 8.5	有給 2	60
	鉢 伏 託 児 所	区	河北郡宇ノ気村字鉢伏	S 8.5	有給 2	40
	清 琳 寺 託 児 所	個 人	鳳至郡住吉村東中谷清琳寺	S 8.5	有給 2	40
	大 野 町 託 児 所	愛国婦人会 委員 区	石川郡大野町	S 8.5	有給 2	70
	郷 村 託 児 所	婦 人 会	石川郡郷村小学校	S 8.9	有給 2	80
	福 岡 託 児 所	方面委員	能美郡根上町福岡小学校	S 8.9	有給 2	60
	長 尾 託 児 所	個 人	鳳至郡柳田村字長尾願成寺	S 8.9	有給 1	30
三 馬 村 託 児 所	教育後援会	石川郡三馬村小学校	S 8.9	有給 8	100	
豊 田 町 託 児 所	方面委員	鹿島郡豊川村字豊田町青年会館	S 9.4	有給 2	40	
土 川 託 児 所	個 人	鹿島郡豊川村字土川	S 9.4	有給 1	30	
明 星 託 児 所	個 人	能美郡寺井野町字小長田	S 9.4	有給 3	60	
遠 塚 聖 徳 保 育 園	区	河北郡七塚村遠塚仏願寺	S 9.5	有給 3	80	
河 南 村 保 育 園	方面委員	江沼郡河南村字長谷田願誓寺	S 9.5	有給 3	50	
中 海 村 託 児 所	教育後援会	能美郡中海村農業補習学校	S 9.5	有給 3	65	
安 原 村 託 児 所	婦 人 会	石川郡安原村安原小学校	S 9.8	有給 3	150	
福 島 託 児 所	区	能美郡根上町福島区青年会館	S 9.9	有給 2	50	
末 坂 託 児 所	方面委員	鹿島郡島屋村字末坂西永寺	S 9.9	有給 2	70	

(備考) 「託児所調 (昭和九年度)」(石川県社会事業協会『社会改良』第15号、1935年4月、190-192頁(不二出版、2006年復刻、第2巻、280-281頁))により作成。

考えられる。その後、1940年頃には「今次事変の勃発に伴い労力不足を補ふ農繁期託児所の新設が激増するに至」っている⁵⁴。

おわりに

戦前期石川県における幼稚園と託児所の普及は、次のようにまとめることができる。すなわち、幼稚園は、幼児に対する保護と教育的配慮が早くに認識されていたのに対し、施設設置は遅れをとり、公立よりも私立の増加が目立った。県内に私立幼稚園が増加するのは明治末年以降、県初の幼稚園設置から約20年後のことであり、全国的な普及動向に乗じることとなった。託児所は、農村地域であることや乳幼児保護の観点から人びとに必要とされ、県が設置を奨励したことも影響して、大正期以降各地に普及する。そして、労働力確保のみならず、より良い乳幼児の生活環境や親の労働環境を齎す役割も期待されていた。ただ、託児所設置に対する補助金は申請に応じて出されたものの、設置運営に関する制度規定はなされず⁵⁵、地域の事情に応じたかたちで普及してきたといえる。このように、幼稚園と託児所はそれぞれに地域で位置づいていくが、ともに幼児を対象とする施設であり、まったく接点がなかったわけではない。

1932年2月27日、金沢市内の託児所において、保姆らと県社会事業主事、市社会課長などが集まって保姆研究会が実施された⁵⁶。県社会事業主事は、託児所における単一な保育内容や研究不足を指摘し、この方面の研究蓄積があると思われる「幼稚園の見学或は幼稚園の保姆の指導を受けられては如何」と提案している。これに関して一人の保姆が、「毎月一回幼稚園の保姆に遊戯、唱歌の指導をしてもらふがその成績は仲々よき様なり」と述べている。いわば手探りの状況ともいえる託児所運営において、とりわけ保育内容に関しては、幼稚園の実践から学ぶところが多かったと思われる。幼稚園の子どもは「家庭もよく母親も皆相当知識階級」⁵⁷であるのに対し、託児所の子どもは「小額所得者」で「家庭に事情があつて」預けられている⁵⁸という。また、託児所保姆は、「子供達の智能の開発に努むる事よりは、寧ろ訓練とか、養護の方面に重きを置き、少くとも、「家庭の延長」と云ふ気持で、取扱ふ可き」⁵⁹と意識していたようである。しかし、家庭背景によって子どもが入る保育施設が違ったとしても、幼稚園と託児所は幼児を保育する施設であり、だからこそ保姆の交流が有効なものとなっていたのであろう。

註

- 1 戦前期の幼稚園と託児所の都道府県別普及状況について、「幼稚園の設置状況」（昭和15年3月1日現在）（文部省教育調査部著『幼児保育に関する諸問題』、1942年（湘南堂書店、1981年復刻））および、中央社会事業協会編『日本社会事業年鑑』昭和14年・15年版（文生書院、1974年復刻）よりデータを得ることができる。比較すると、保育施設の普及状況には戦前から地域差が生じていたことが窺われる。
- 2 石川県教育史編さん委員会編『石川県教育史』第一巻、第二巻、石川県教育委員会、1974年、1975年。以下、『県教育史』（巻数）と略記。日本保育学会著『日本幼児保育史』第一巻、フレーベル館、1968年。
- 3 南信子「北陸地方における幼稚園の歩みと展望」（日本幼稚園協会『幼児の教育』第65巻第7号、1966年7月、49-55頁）。児玉衣子「聞き書き 石川県のキリスト教保育を担った人々(1) 付：JKU年報1—5号にみる北陸地方の記録」、「北陸地方のキリスト教保育史—JKU年報から(2)・(3)一」、山森泉・児玉衣子「北陸地方のキリスト教保育史—JKU年報からの翻訳と解説(4)一」（『北陸学院短期大学紀要』第34～36・39号、2002～2004・2007年）。大久保英哲「金沢大学教育学部附属幼稚園創設前史の研究—梅田家文書「幼稚園設立趣意書」をめぐって—」（金沢大学教育学部附属幼稚園編刊『ゆめにむかって 金沢大学教育学部附属幼稚園創立120周年記念誌』、2007年、61-70頁所収）。大井佳子「金沢市における幼稚園の設立と展開 1—明治後期に創立した私立木の花幼稚園の事例を中心に—」（『金城大学紀要』第8号、2008年、185-200頁）。
- 4 JKUは、1906年に、日本でキリスト教主義幼稚園を営む外国人保育者によって結成された組織である。JKUについては、(株)キリスト教保育連盟編『ANNUAL REPORT OF THE JAPAN KINDERGARTEN UNION』第7巻、日本らいぶらり、1985年に詳しい。
- 5 「石川県年報」明治10年5月30日（『文部省第四年報』第一冊（復刻）、宣文堂書店、1965年、151-152頁）。以下、引用した『文部省年報』はすべて宣文堂書店復刻による。
- 6 石川県立図書館編『石川県史料』第二巻、政治部、「学校」（明治十年）、1972年、361頁。
- 7 前掲『県教育史』（1）、525頁。
- 8 前掲『石川県史料』第二巻、413、419-421頁。

- 9 「石川県学事通則」(明治14年8月29日制定、明治15年1月施行)(前掲『石川県史料』第二巻、650-651頁)。
- 10 「石川県町村立私立幼稚園書籍館設置廃止規則」(明治15年5月27日制定)(前掲『石川県史料』第二巻、732-733頁)。
- 11 「石川県年報」明治17年3月13日、523頁(『文部省第十一年報』第二冊(復刻)、503-534頁)。
- 12 「石川県年報」明治18年9月25日、301頁(『文部省第十二年報』第二冊(復刻)、285-306頁)。
- 13 湯川嘉津美著『日本幼稚園成立史の研究』風間書房、2001年、308-310頁。
- 14 『明治十八年一月二月 石川県学事報告第四号』学務課、45-46丁(石川県編刊『石川県史料』近代篇(8)、1981年、199-201頁。以下『県史資料』と略記。巻数、刊行年および頁数は適宜略する)。
- 15 『明治十八年三月四月 石川県学事報告第五号』学務課、15丁(『県史資料』(8)、267頁)。
- 16 『明治十八年三月四月 石川県学事報告第五号』学務課、27丁(『県史資料』(8)、290-291頁)。
- 17 前掲「金沢市における幼稚園の設立と展開 1—明治後期に創立した私立木の花幼稚園の事例を中心に—」、190頁。
- 18 『明治十八年三月四月 石川県学事報告第五号』学務課、38丁(『県史資料』(8)、312頁)。金沢大学教育学部附属幼稚園百年誌編集委員会編『百年のあゆみ』(金沢大学教育学部附属幼稚園「百年のあゆみ」刊行会、1987年、40頁)によれば、内山行貫は石川県師範学校長(1877-1883年)、長尾含は同校長心得(1883年)、土師双他郎は同校長代理(1883-1886年)を務め、梅田九栄は県の教育通信委員として活躍しており、「いずれも教育界のトップを行く人達であった」。
- 19 前掲「金沢大学教育学部附属幼稚園創設前史の研究—梅田家文書「幼稚園設立趣意書」をめぐって—」、62、68頁。
- 20 『明治十八年五月六月 石川県学事報告第六号』学務課、13丁(『県史資料』(8)、351頁)。
- 21 『石川県第十五学事年報 明治二十年』石川県第二部学務課、1889年、6-7丁。日置謙著『金沢市教育史稿』石川県教育会金沢支会編纂、1919年、246-247頁。「石川県告示第六十四号」(『明治二十年三月四月 石川県学事報告 第十七号』第二部、学務課、19丁(『県史資料』(10)、1983年、312頁))。
- 22 北陸学院100年史編集委員会編『北陸学院100年史』北陸学院、1990年、119-123頁。
- 23 前掲『県教育史』(1)、531頁。
- 24 「学校幼稚園書籍館設置廃止規則」(明治19年11月17日石川県令第61号)。
- 25 『石川県第二十学事年報 明治二十五年』石川県庁、1893年、5-6、14丁。
- 26 「幼稚園図書館盲啞学校其他小学校二類スル学校私立小学校等二関スル規則ノ事」(明治24年11月17日文部省令第18号)。
- 27 「幼稚園図書館盲啞学校各種学校及私立小学校等ノ設置廃止二関スル規則」(明治25年4月1日石川県令第19号)。
- 28 『石川県第二十七学事年報ノ一 明治三十二年』石川県庁、1900年、5頁。
- 29 石川県編刊『明治四十二年石川県統計書』第二編(学事之部)、1911年、115-116頁。
- 30 能美郡役所編刊『石川県能美郡誌』、1923年、216、590頁(臨川書店、1985年復刻)。1921年に稚松幼稚園と改称。その後、稚松幼稚園は、戦後教育改革のさなか「幼児収容の余裕がなくなり」やむなく閉園となる(「大谷南幼稚園」(石川県私学連合協会石原堅正編刊『石川の私学』1960年、94頁))。
- 31 木の花幼稚園編刊『その名もかんばしき木の花幼稚園にて』(100周年記念誌)、2005年、6頁。
- 32 前掲『金沢市教育史稿』、247-250頁。
- 33 前掲『県教育史』(2)、92頁。
- 34 「幼稚園令施行細則」(大正15年5月22日石川県令第42号)。
- 35 第十五条 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給与二関スル規定ハ小学校令施行規則中小学校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム(「幼稚園令施行規則」(大正15年4月22日文部省令第17号))。
- 36 「幼稚園令施行規則」第17条では、申請事項として「名称」、「位置」、「園則」、「設備」、「経費及維持ノ方法」、「開園ノ期日」、「私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歴書」が挙げられている。
- 37 「幼稚園令施行規則」(大正15年4月22日文部省令第17号)第7条は次のとおりである。
第七條 保母免許状ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許状ヲ有セサル者ノ数保母免許状ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得
特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ当分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 38 石川県編刊『石川県統計書 昭和15年』、1941年、11頁。
- 39 『北国新聞』大正8年10月19日、「愈托児所が出来る=金沢育児院の新計画=」。
- 40 石川県社会課「石川県社会事業一覧」(大正12年12月調)(石川県社会事業協会『石川県之社会改良』第1号、1925年7月所収、52-53頁(不二出版、2006年復刻、第1巻、18-19頁))。
- 41 「社会事業奨励規程」(大正11年4月7日石川県令第28号)。
- 42 「石川県社会改良委員規程」(大正11年1月12日石川県告示第17号)。
- 43 「石川県方面委員規程」(昭和3年3月7日石川県告示第122号)。
- 44 「石川県社会改良委員服務心得」(『石川県之社会改良』第1号、166-168頁。(復刻、第1巻、48頁))。

松島 戦前期石川県における保育施設の設立

- 45 村田伊雄「農村に最も適切緊要なる社会事業として如何なるものを選択すべきか。」、22頁（『石川県之社会改良』第1号、21-24頁所収（復刻、第1巻、11頁））。
- 46 JK生「農村漁村に託児所の設置を望む」（『石川県之社会改良』第3号、1925年11月、62頁（復刻、第1巻、114頁））。記述内容より、書き手は社会改良委員であると推察される。
- 47 「託児事業の奨励」（『社会改良』第7号、1928年6月、31頁（復刻、第1巻、264頁））。
- 48 打尾忠治「町村の篤志家に呈す」（『社会改良』第7号、32-42頁（復刻、第1巻、264-267頁））。
- 49 「県下社会事業費調（予算額）について、1926、28～31、33、34年度の各表を得た。「県費」、「市費」、「町費」の区分で、「直営」、「補助」の予算額が示されている（『社会改良』各号より）。「託児所関係費」は、児童保護費のうち、「幼児保育所費」と「託児所費」の和である。2項目に区分されている意図は定かでない。なお、1931年度以降は「託児所費」が無くなり、「幼児保育所費」のみとなっている。
- 50 「農繁期託児所設置二関スル件」（発社第62号昭和5年4月9日）（前掲『県教育史』（2）、857頁）。
- 51 前掲『県教育史』（2）、479頁。
- 52 石川郡林中村実業補習学校長 福島源太郎「◇保育の苦心」（『社会改良』第14号、1934年、137-142頁）（復刻、第2巻、199-200頁）。記事には、第一年目から第二年目の子どもたちと保姆との様子も書かれており、保育の実際を窺い知ることができる。
- 53 前掲「◇保育の苦心」。この「学務委員会」の開催時期、組織の構成、概要など詳細は不明である。
- 54 「託児所保姆養成所」（『社会改良』第17号、1940年12月、179頁（復刻、第2巻、378頁））。
- 55 たとえば東京市では、1921年に「東京市託児場処務規程」、「東京市託児保育規程」、「託児場服務心得」、「託児者心得」などを独自に制定している（東京市社会局『東京市社会局年報』（大正10年）、1922年所収（柏書房、1992年復刻））。
- 56 「保姆研究会状況」（『社会改良』第12号、1932年5月、122-125頁）（復刻、第2巻、91頁）。研究会は、午後7時から10時まで市立浅野川託児所で開かれた。出席者は、県社会事業主事、市社会課長、書記2名、託児所保姆8名（市立3、私立1箇所より各2名）。託児所の「室内装飾」や「清潔整頓」、「温食」、「家庭と連絡の方法」などが議論され、保育内容に関しては「遊戯童謡童話手技に対する研究方法」について、各託児所の保姆が日頃の実践報告をしている。
- 57 前掲「保姆研究会状況」、124頁。市社会課長の発言より。
- 58 浅ノ川託児所保姆 河島服佐子「託児所の保姆としての体験」（『社会改良』第11号、1931年12月、66-67頁（復刻、第2巻、77頁））。
- 59 前掲「託児所の保姆としての体験」。